

アンチ・ダンピング税の賦課と公益

——EC アンチ・ダンピング規則の執行における 消費者の利益の位置に焦点を当てて——

村 上 悠 平*

- I 序論
- II GATT/WTO アンチ・ダンピング法の下での公益の位置
- III EC アンチ・ダンピング手続における消費者の権利
- IV 共同体機関による「共同体の利益」認定と司法審査
- V 結論

I 序論

一般的に、貿易に対する保護措置の発動による利益は少数の生産者に集中するのに対して、それによる不利益は一般消費者を含め、多数の経済主体に拡散する。このために、保護の受益者である生産者とその代価を払うものとの間には常に政治的不均衡が生じ、政府は政治的に最も強い生産者集団の利益に適うように行動するといわれる¹⁾。アンチ・ダンピング税（以下、AD税とよぶ）とは、ある製品の生産者が当該産品を国内よりも海外で安く売る行為と、海外でコスト割れで売る行為（ダンピング）に対抗して輸入の段階で発動される課税措置であるが、これが課されると対象産品は販売価格が上がり、競争力を失うため、多くの場合、市場から締め出されてしまう。この措置はしばしば輸入国政府により、自国の少数の生産者を保護するために濫用されてきた。このことは、AD税そのものの経済合理性を疑問視し、その撤廃を主張する議論や、AD税の発動要件をより厳格に定義すべしという議論を国際的によぶようになった。

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第9巻第3号2010年11月 ISSN 1347 - 0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

1) 柳赫秀「国際通商法における『公正・不公正貿易の区分』のレゾン・デートル(2)」『エコノミア』41巻2号（1990年）、43頁。

現在多くの国家は、輸入産品がダンピングされているかどうかの調査申請権を一定の国内産業に付与し、調査手続（以下、AD手続とよぶ）を国内法上規定しているが、その各段階においてAD税の賦課が公益に合致するよう配慮されるべきという議論は、このような国際的議論の潮流の中に位置づけられる²⁾。現在、WTO加盟国によるAD手続を規律する1994年のGATT第6条および「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定（以下、AD協定とよぶ）」³⁾には明確に公益への考慮を要求する規定は含まれていないが、ECやカナダ等の主要な発動国はそれぞれの法令の中に公益要件を有している。本稿では特にECをとり上げ、そのアンチ・ダンピング規則の執行において、公益を最もよく代表すると考えられるAD税の対象産品の使用者および一般消費者の利益がいかに考慮されうるかを検討する。なお、AD税の賦課との関係では、両者の地位は類似しているため、特に両者を区別する必要のない文脈では、両者をまとめて消費者とよぶ。

以下ではまず、各国のアンチ・ダンピング法（以下、AD法とよぶ）を経済効率性の観点から批判する競争政策説の主張を概観した後に、各国AD法の執行を規律するGATT/WTOの下でのAD法に規定される課税要件をみる。次に、その履行を確保するために採択されたECアンチ・ダンピング規則における消費者の手続的権利とその享有主体の範囲を検討する。そして最後に、ECの共同体機関（委員会および理事会）によるAD手続における「共同体の利益」の認定方法とEC裁判所（欧州司法裁判所および第一審裁判所）によるその司法審査のありかたについて考察する。

2) なお、公益への配慮は、知的財産権侵害産品の流入を水際で阻止する措置について規定する米国関税法第337条の解釈適用に関しても要求されてきた。ここにおける公益の概念が、裁判所の実行の中で、国内産業の保護から消費者の保護へと変遷してきた過程について、宮井雅明「米国関税法第337条における『公益』概念の変遷—産業保護から消費者保護へ—」(1・2・完)『民商法雑誌』第104巻1号(1991年)、第104巻2号(1991年)を参照。

3) 本稿においては、両者をまとめて、GATT/WTOアンチ・ダンピング法とよぶことがある。

II GATT/WTO アンチ・ダンピング法の下での公益の位置

1. 競争政策説からの各国アンチ・ダンピング法への批判

学説および国家実行の中で、AD税の賦課はしばしば「レベル・プレイング・フィールド」の理論の下に正当化されてきた⁴⁾。

「レベル・プレイング・フィールド」とは、「水平な競技場」という意味であり、「レベル・プレイング・フィールド」の理論とは、「国際貿易における企業間の『公正な』競争条件とは、自然で均一のものでなければならず、人為的に有利な条件を利用した競争行為は『不公正』だ⁵⁾」というものである。「人為的に有利な」とは、一般的に、「国家の援助によって有利に変更された」ということを意味すると説明される⁶⁾。ここにおいて「国家の援助」とは、高い関税障壁や通関手続または競争法の欠如等の市場アクセスを制限する非関税障壁であるとされる⁷⁾。これらの直接的または間接的な「国家の援助」を通じて自国市場で得た超過利潤を基に、海外で低価格で販売する海外生産者の「不公正な」行為がAD税による対抗を正当化すると有力に主張されてきた⁸⁾。

しかし以上の議論では、同様の援助を輸入国産業は受けていないという前提が存在しており、輸入国産業と比較してより効率的に生産を行なう海外生産者の産品がAD税の賦課対象となる可能性は排除されない。実際に、しばしばAD手続は、国内市場における競争を減殺するための手段として、保護の対象である国内産業によって濫用されてきたといわれている⁹⁾。このような傾向に対して、競争

4) 本稿においては、AD税の正当化根拠を包括的に検討することが目的ではない。このような目的から書かれた論稿として、阿部克則「ガットにおけるダンピング防止税の位置(1)(2)(3)」『千葉大学法学論集』第15巻3号(2001年)、第15巻4号(2001年)、第16巻1号(2001年)を参照されたい。

5) 阿部克則「WTO体制におけるダンピング防止税の位置—グローバル化と国際経済秩序の関係の視点から—」『世界法年報』第24号(2005年)、55頁。

6) 同上。

7) 同上。

8) R. A. Anthony, "The American Response to Dumping from Capitalist and Socialist Economies: Substantive Premises, and Restructured Procedures After the 1967 GATT Code", *Cornell Law Review*, Vol. 54 (1969), T. P. Stewart, "Administration of the Antidumping Law: A Different Perspective", in R. Boltuck and R. E. Litan (eds.), *Down in the Dumps: Administration of the Unfair Trade Laws* (Brookings Institution, 1991) を参照。

9) P. Messerlin, "Antidumping or Pro-Cartel Law", *World Competition*, Vol. 13 (1990), p. 465.

政策の視点からは、AD法は競争者ではなく、競争自体を保護することを目指し、資源の最適配分および経済厚生を最大化を実現すべきであるという批判が提起される。このような主張の代表的提唱者はバルセロである。

バルセロはまず、海外生産者が国際取引において実効的に競争しようとするならば、しばしばある程度は価格差別をすることを余儀なくされると述べる。なぜならば、各々の国内市場において、競争的な価格は地域的狀況を反映しなくてはならないからである。もし輸入国市場においてより価格弾力性が高いならば、海外生産者はより低い価格を設定することによってでも、短期的にも長期的にも利益を最大化できる¹⁰⁾。したがって、国際的価格差別を一般的に不公正とみなす考えは説得的ではない。

バルセロによると、輸出価格が限界費用を下回る場合にのみ、本国での販売が海外における販売を補助していると合理的に結論することができる¹¹⁾。彼はこのような形態をとる略奪的ダンピングのみが過剰な競争行為とみなすことができるとしたうえで、このような考え方と現実の米国AD法が非整合的であることを指摘する¹²⁾。

以上のような競争政策説の認識を反映する国際的文書として、1986年にOECDにより発せられた「競争政策と通商政策の潜在的抵触に関する加盟国間の協力のための勧告」がある。これは「競争政策の実効的な適用が、動態的な国内市場を確保し、かつ輸入に対する障壁の低減を促すことで、世界貿易を促進するのに非常に重要な役割を果たすことを考慮し」、具体的に、AD法を含む不公正貿易法を用いる場合に、国内産業によって開始された手続が反競争的目的のために濫用されないよう注意が払われるべきことを規定している¹³⁾。GATT/WTOの下でのAD法における公益に関する議論も同様の考慮に基づくものであった。

10) J. J. Barcelo III, "Antidumping Laws as Barriers to Trade-The United States and the International Antidumping Code", *Cornell Law Review*, Vol. 57 (1972), pp. 503-4.

11) *Ibid.*, pp. 505-6.

12) *Ibid.*, pp. 527-9.

13) OECD, *Council Recommendation for Co-operation between Member Countries in Areas of Potential Conflict between Competition and Trade Policy* (1986), cited in Marceau, *Anti-Dumping and Anti-Trust Issues in Free Trade Areas* (Oxford University Press, 1995), pp. 136-137.

2. GATT/WTO アンチ・ダンピング法における公益への考慮

加盟国によるAD手続について規律するGATT第6条1項は、次のように規定する。

「締約国は、ある国の産品をその正常の価格より低い価格で他国の商業へ導入するダンピングが締約国の領域における確立された産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は国内産業の確立を実質的に遅延させるときは、そのダンピングを非難すべきものと認める…。」

ここにおける「正常の価格」とは第1に、問題となっている輸入産品と同種の産品が輸出国の国内で販売される価格、これが存在しない場合には、問題となっている輸入産品と同種の産品が第三国に輸出される価格、または、問題となっている輸入産品の生産費に妥当な販売経費および利潤を加えた価格（構成価格）とされる¹⁴⁾。第1と第2の基準に従って「正常の価格」が決定される場合、ダンピングとは国際的価格差別であり、第3の基準に従って「正常の価格」が決定される場合、ダンピングとは平均総費用より低い価格で輸出することとなる¹⁵⁾。この規定振りから分かるように、GATT第6条1項は、バルセロをはじめとする競争政策説が主張した略奪的ダンピングの要件のうちの一つ、つまり、「限界費用以下での輸出」を採用していない。また、それはAD税の賦課要件としてダンピングおよび実質的損害（または確立の実質的遅延）のみを要求しており、ダンピング企業に「人為的に有利な」条件が存在するかどうかを確認する義務を調査当局に課しておらず、「レベル・プレイング・フィールド」理論に依拠しているわけでもない。

同様にAD協定¹⁶⁾は、ダンピングをGATT第6条1項と同様、国際的価格差別または平均総費用以下の価格での輸出と定義する¹⁷⁾。また、それはAD税の賦課要件としてダンピングおよび実質的損害（または確立の実質的遅延）に加え両者の間の因果関係を明確に要求している¹⁸⁾。ここで注目すべき点は、AD協定が、

14) GATT第6条1項。

15) 阿部、前掲（注5）、52頁。

16) AD協定の前文は、「加盟国は、ここに、次のとおり協定する」と規定するのみで、その趣旨および目的に関する言及を含んでいない。

17) AD協定第2.1条および第2.2条。

これらの要件が認定された場合でさえ、加盟国にAD税の賦課に訴えることを義務づけていないことである。その第9.1条は「ダンピング防止税を課するためのすべての要件が満たされた場合にこれを課するか課さないかの決定及び課すべきダンピング防止税の額をダンピングの価格差に相当する額とするか又は当該相当する額よりも少ない額とするかの決定は、輸入加盟国の当局によって行われる。ダンピング防止税の賦課は、すべての加盟国の領域において裁量行為であることが望ましく、また、ダンピングの価格差に相当する額よりも少ない額のダンピング防止税の賦課が国内産業に対する損害を除去するために十分である場合には、ダンピング防止税の額は、その少ない額であることが望ましい¹⁹⁾ (下線は筆者による)」と規定する。この条項によると、AD税を賦課するか否かの決定は加盟国の裁量に委ねられるため、消費者の利益を含めた公益の考慮から課税しないとする決定が認められる余地がある。さらに、同条項は「国内産業に対する損害を除去するために十分である場合には」、課税額がダンピングの価格差に相当する額よりも少ないことが「望ましい」と規定している(“lesser duty rule”)ことから、国内産業が過度に保護されることのないようにとの配慮がうかがえる²⁰⁾。

他方で、AD協定の成立に至ったウルグアイ・ラウンド交渉の過程では、公益に関する考慮により大きな役割を持たせようとする試みは実現しなかったといえることができる。例えば、北欧の国々はAD手続における調査の開始、暫定課税または確定課税の決定、および課税額の決定のそれぞれの局面において公益が考慮されることを確保しようとした。そしてそれらは、「公益に関する考慮は、競争状況、申立の対象である製品の消費者並びに産業使用者の利益、及びその他の関連する経済状況に関して行なわれるべきである²¹⁾」とする条文案を示した。また、韓国は、実質的損害の認定はダンピング輸入品の国内市場における価格効果やそ

18) 同上、第3.5条。

19) 同上、第9.1条。

20) P. I. A. Moen, *Public Interest Issues in International and Domestic Anti-dumping Law: the WTO, European Communities and Canada* (Geneva: Graduate Institute of International Studies, 1998), p. 42.

21) *Drafting Proposals of the Nordic Countries Regarding Amendments of the Anti-dumping Code*, GATT Doc. No. MTN.GNG/NG8/W/76 (April 11, 1990), p. 5.

の国内生産者に対する影響に加えて、「生産のために輸入品または同種の産品を購入する生産者の利益を含めた、国内経済における他の利益²²⁾」への影響を基礎に行なわれるべきことを述べた。しかし、公益規定を条文中に含めることによって手続が「政治化」し、客観的な事実の分析が妨げられると主張するアメリカを含めたいくつかの国々の反対のために、これらの案は採用されなかった²³⁾。

公益規定に関する交渉が暗礁に乗り上げたのと同時に、他方で、使用者および消費者団体の手続的権利に関する議論が進められていった²⁴⁾。その結果、AD協定第6.12条において、ダンピング、実質的損害、および因果関係について情報を提供する使用者および代表的消費者団体の権利²⁵⁾が認められるに至った。

Ⅲ EC アンチ・ダンピング手続における消費者の権利

ECによるAD手続について規律する理事会規則²⁶⁾(以下、基本規則)は、利害関係者に「共同体の利益」について申立を行うための様々な手続的権利を認めている。本章では、次章でAD手続およびその中での決定や規則の司法審査において消費者の利益がいかに考慮されるのかを検討するための前提として、それらに手続を通して認められる権利、および特定の「共同体の利益」調査との関係で認められる権利の内容についてみる。そして一般消費者団体の関係当事者性が争われた第一審裁判所の判例の検討を通じて、手続に関与できる消費者の範囲について明らかにする。以下ではまず、ECにおけるAD手続の概要について説明する。

1. EC アンチ・ダンピング手続の概要

ECのAD手続は通常、域外企業のダンピングによって損害を受けているまた

22) *Submission by the Republic of Korea on the Anti-dumping Code*, Addendum, GATT Doc. No. MTN.GNG/NG8/W/40/Add.2 (December 20, 1989), p. 3.

23) Moen, *supra* note 20, p.45.

24) M. Koulén, "The New Anti-dumping Code Through its Negotiating History", in J. Bourgeois et al. (eds.), *The Uruguay Round Results: A European Lawyer's Perspective* (European University Press, 1995), p. 202.

25) AD協定第6.12条。

26) Council Regulation (EC) No 1225/2009 of 30 November 2009 on Protection against Dumped Imports from Countries not Members of the European Community, 2009 O.J. (L 343).

は受ける可能性のある特定の共同体産業を代表する自然人・法人・団体からの申立を委員会が受理し²⁷⁾、EC官報に手続開始の告示が出されたときに、始まる。この告示にはさらに、関係する産品および国家、受理した情報の概要が示され、また、すべての関連情報が委員会に通報されるべきことや、利害関係者が通告をし、自己の見解を書面で表明し、または委員会に聴聞を申請できる期間が規定される²⁸⁾。手続が開始されると、委員会の担当官は質問状を輸出企業の本社、共同体における販売子会社、独立の輸入業者または対象製品の使用者に送付し²⁹⁾、それに対する回答を検討した上で、各々の企業における立会調査を行なう。

調査の結果、ダンピングおよびその結果生じる共同体産業に対する損害について肯定的な暫定的決定がなされ、かつ、「共同体の利益」のために措置が必要であると判断される場合に、委員会が規則を制定し、対象産品に対し暫定的な課税を行なう³⁰⁾。暫定課税が有効となると、輸出業者は課税額に見合う担保を提供しなければ、製品を共同体内で流通させることはできない³¹⁾。暫定課税の期間は最長でも9ヶ月である³²⁾。あるいは、輸出業者から価格の修正、または関係地域へのダンピング価格での輸出の停止に関して満足できる約束（アンダーテイキング）が得られ、委員会がダンピングによる損害が除去されると認めるときには、調査は暫定課税や確定課税を行なうことなく終了することもある³³⁾。

27) 申立受理の要件は基本規則第5条に定められている。同条2項によると、申立人はダンピング、損害、および対象輸入品と損害の間の因果関係についての証拠を示さなくてはならない。Council Regulation (EC) No 1225/2009, Art. 5(2). 申立の受理・却下は各加盟国の代表および委員会からの代表1名からなる諮問委員会との協議の後に決定される。

28) *Ibid.*, Art. 5(10).

29) 質問状の送付に関して明確に規律する規定は基本規則中に存在しないが、委員会は送付を行うことが適切か、どの企業に対して送付を行うべきか、また、送付を行うタイミングについて裁量を有している。Case T-132/01, *Euroalliances v. Commission of the European Communities* [2003] ECR II-2359, para. 80.

30) 暫定課税は手続開始から60日以降9ヶ月以内に行なわれなくてはならない。Council Regulation (EC) No 1225/2009, Art. 7(1). この際にも諮問委員会との協議が行われる。なお、諮問委員会は単に協議をするにすぎないが、何ら保護措置をとらないで手続を終了する場合、または基本規則第8条に規定する約束（アンダーテイキング）を委員会が受諾する場合には拒否権を有することより、その影響力も小さいとは言えない。池田節雄、『EUアンチ・ダンピング法』（日本貿易振興会、1998年）、30頁。

31) 同上、55頁。

32) Council Regulation (EC) No 1225/2009, Art. 7(7).

暫定課税を行なう旨の委員会規則が公告されると、手続は第2段階に入る。委員会は情報開示や関係当事者との聴聞を通じて得られた情報を基に、諮問委員会との協議の後、理事会に対して確定課税を行なうべき旨の勧告を行なう³⁴⁾。最終的に確定された事実がダンピングおよびそれから生じる損害の存在を示し、かつ、「共同体の利益」のために措置が必要である場合には、理事会は単純多数決によって確定課税の決定を行い、規則の形でこれを公告する³⁵⁾。確定課税は5年間で失効する。ただし、課税の見直しにより当該失効がダンピングおよび損害の継続または再発をもたらす可能性があるとして決定された場合は、この限りではない³⁶⁾。

ECのAD手続の特徴は、暫定課税、確定課税および課税の延長の決定³⁷⁾という局面において、ダンピングおよびそれから共同体産業に生じる損害の要件に加え、課税またはその延長が「共同体の利益」に適合することが要求されることである。そして、この「共同体の利益」について決定する際の関係当事者の手続的権利が、基本規則に特別に規定されている。その具体的内容は次節で詳しく検討する。なお、関係当事者が必要な情報へのアクセスを拒否したり、それを提供しなかった場合、または調査を著しく妨げる場合には、暫定的または最終的決定は「入手可能な事実」を基礎に行なわれる³⁸⁾。

2. ECアンチ・ダンピング手続における消費者の手続的権利の具体的内容

ウルグアイ・ラウンド交渉の結果締結されたAD協定に照らして改定された

33) *Ibid.*, Art. 8(1).

34) 諮問委員会との協議の後、保護措置が不要と結論する場合には、委員会は調査または手続を終了させる。*Ibid.*, Art. 9(2).

35) *Ibid.*, Art. 9(4). *Eurocoton* 事件で下された欧州司法裁判所判決によれば、理事会による確定課税に関する規則を制定しないという不作為は、EC条約第230条の下での合法性審査に服する。また、この判決では、委員会による確定課税の提案を採択しない決定を行なうならば、理事会は「基本規則に照らして、なぜ提案を採択する必要がないのかを明確に示す理由を十分に説明するべき」ことが確認された。C-76/01, *Eurocoton v. Council of the European Communities* [2003] ECR I-10091, para. 89.

36) Council Regulation (EC) No 1225/2009, Art. 11(2).

37) 基本規則上は明確には規定されていないが、第一審裁判所の判断によると、措置の見直しにおいても「共同体の利益」が考慮されなくてはならない。*Euroalligies v. Commission of the European Communities*, *supra* note 29, para. 42.

ECの基本規則は、AD協定自体よりも、消費者の手続的権利の保護をより明確に規定している。これらは一般的に、手続を通して認められるものと、特定の、「共同体の利益」調査との関連で認められるものに分けられる。以下ではこの2局面における消費者の手続的権利の具体的内容について検討する。

(1) 手続を通しての権利

第一に、基本規則第6条7項によると、第5条10項に従って通告をなした対象製品の使用者および一般消費者団体には、申立者、輸入業者、輸出業者、それらを代表する団体、輸出国の代表と同様、調査に協力するすべての関係当事者から提供される公開情報（non-confidential information）にアクセスする権利が認められる。ただし、この権利の行使は書面によるものとされ、アクセス可能な情報の範囲は、自らの見解の表明に関係しており、かつ実際に調査に使用されるものに限定される。また、共同体および加盟国の当局によって準備される内部文書へのアクセスは保障されない³⁹⁾。この規定は、WTOの下でのAD協定第6.11条が、公開情報にアクセスできる関係当事者として申立者、輸入業者、輸出業者、それらを代表する団体、および輸出国の代表に限定して列挙し、その他の者をこれに含めるか否かを当局の裁量に委ねている⁴⁰⁾のと対照的である。

また、一般消費者団体に公開情報へのアクセス権が明確に認められたことは、ECにおけるAD手続の重要な発展を示していると言える。以前の基本規則⁴¹⁾の下では、委員会の有する公開情報にアクセスする権利を有する当事者に一般消費

38) 独占や合併の事例と異なり、AD手続において委員会は質問状への回答を強制したり、調査官による立会調査への協力を義務づけたり、その他の協力を強要することはできない。関係当事者が委員会によるこれらの要求に従わなくとも、罰せられることはない。しかし、この「入手可能な事実」ルールが、委員会によって要求される情報を提供することの強力なインセンティブになっていると言われる。T. K. Giannakopoulos, *Safeguarding Companies' Rights in Competition and Anti-dumping/Anti-subsidies Proceedings* (Kluwer Law International, 2004), p. 270.

39) Council Regulation (EC) No 1225/2009, Art. 6(7)。しかし、*Al Jubail* 事件における欧州司法裁判所の判断によると、共同体機関が裁判において内部文書を証拠として用いようとするならば、その内容が何らかの方法によって関係当事者に開示されていなくてはならない。Case T-49/88, *Al Jubail Fertilizer v. Council of the European Communities* [1991] ECR I-3187, para. 19.

40) AD協定第6.11条。

41) Council Regulation (EEC) No 2423/88 of 11 July 1988 on Protection against Dumped or Subsidised Imports from Countries not Members of the European Economic Communities, 1988 O.J. (L 209).

者団体は含まれていなかった。委員会が公開情報へのアクセスを拒否したことによって、自らの公正な聴聞の権利が侵害されたとして「欧州消費者協会 (BEUC)」が提訴した事件において、欧州司法裁判所は、一般消費者団体に対してそのような情報へのアクセスを保障する明確な規定が存在しないのであるから、原告は公正な聴聞の権利を援用できないと判示した。裁判所はさらに、AD 手続およびその結果としての課税は原告のような一般消費者団体に向けられたものではなく、問題とされている手続はそれらの団体の利益を侵害する措置につながらないと述べた⁴²⁾。現在の規則中の第6条7項はこのような認識から一歩進み、AD 手続によって影響を受ける多様な利益の存在を一定程度認めるものとして意義深い。

さらに、同条項によると、委員会の有する公開情報へのアクセスを認められる使用者および一般消費者団体は、それらの情報に応答をすることができる。そのコメントは、十分に実質的 (sufficiently substantiated) である場合には「考慮されなくてはならない (shall be taken into account)⁴³⁾」。しかし、この「考慮義務」は実際には大きな影響を持っていないという指摘がある⁴⁴⁾。また、一般的に利害関係者にとって真に重要な情報は非公開部分に含まれているという事実⁴⁵⁾によって、基本規則第6条7項の下認められる権利の意義は限定されていると言えるだろう。

第二に、基本規則第5条10項に従って通告を行った使用者および一般消費者団体は、第6条5項が保障する聴聞に対する権利を享受する。ただし、この権利行使のためにはいくつかの条件が存在する。まず、手続開始の告示に規定される期間内に、書面による要請を行う必要がある。そして、その中には自らが手続の結果によって影響を受ける可能性のある利害関係者であること、および聴聞を受けるべき特別の理由があることを示さなくてはならない⁴⁶⁾。これらの条件を満たすことは要請者にとって大きな負担にも思えるが、実際にはこれらは緩やかに解釈

42) Case C-170/89, *BEUC v. Commission of the European Communities (BEUC I)* [1991] ECR I-5709, paras. 19-23.

43) Council Regulation (EC) No 1225/2009, Art. 6(7).

44) Marceau, *supra* note 13, p. 64.

45) Moen, *supra* note 20, p. 72.

46) Council Regulation (EC) No 1225/2009, Art. 6(5).

されており、通常、調査の過程で一利害関係者につき一回の聴聞がもたれる⁴⁷⁾。第6条5項の規定は、調査に関連する情報を提供する機会を使用者および代表的消費者団体に与えることを要求するWTOのAD協定第6.12条を反映するものといえることができる⁴⁸⁾。

基本規則第6条5項の下での聴聞に関して最も問題となるのが、これがもたれるタイミングである。基本規則は手続のどの時点で聴聞がもたれるかを特定しておらず、実際には担当者の裁量により、手続の開始直後、立会調査の直前、最中、または終了後、あるいは暫定課税決定の直前にもたれ、時には暫定課税の後に行われることすらある⁴⁹⁾。一般的に、使用者および一般消費者団体にとって、暫定課税の決定がAD手続における一つの重要な局面となるので、少なくともこの直前に聴聞がもたれることが望ましいが、このことは第6条5項の下では保障されていない。しかし、この問題は「共同体の利益」規定の存在のために、大部分解決されている。

(2) 「共同体の利益」調査との関連での権利

前節でみた暫定課税および確定課税の決定のための要件は、基本規則第21条「共同体の利益」の1項において確認されている。すなわち、「ダンピングおよび認定された損害を基礎に決定される措置は、提出されたすべての情報を基に、当局がその措置は共同体の利益に合致しないと明確に結論できる場合には、適用されない⁵⁰⁾」。そして、「共同体の利益」に関する決定は、「すべての当事者が2項にしたがって自らの見解を通告する機会を与えられた場合にのみ、行われる⁵¹⁾」。

基本規則第21条2項によると、申立人、輸入業者、その代表団体と同様、代表的使用者および代表的消費者団体は、AD手続開始の告示に規定される期間内に通告し情報を提供する権利と、他の利害関係者が提供する情報に応答する権利を有する⁵²⁾。さらに、同条3項の下では、特定の「共同体の利益」に関して聴聞

47) Giannakopoulos, *supra* note 38, p. 285. 委員会の担当者は、内部報告書を作成するために聴聞における議論の内容をノートするが、公式の記録は残されない。

48) Moen, *supra* note 20, p. 72.

49) Giannakopoulos, *supra* note 38, p. 285.

50) Council Regulation (EC) No 1225/2009, Art. 21(1).

51) *Ibid.*

52) *Ibid.*, Art. 21(2).

を受ける権利がそれらに認められている。ただし、第6条5項の下での一般的聴聞と同様、この権利の行使のためには、なぜ「共同体の利益」に関する聴聞が必要であるかを書面によって説明しなくてはならない⁵³⁾。「共同体の利益」に関する聴聞を通じて代表的使用者および代表的消費者団体は、自らの関心事を暫定課税決定の前に考慮されることが可能になるだろう⁵⁴⁾。それは、暫定課税に先立って、「共同体の利益」に関する調査を行う義務が委員会に課せられていることより、明らかである。また、第21条4項の下では、適用された暫定課税についてコメントする権利がそれらに認められている⁵⁵⁾。

基本規則第21条「共同体の利益」規定に関してさらに注目すべき点は、同条6項が代表的使用者および代表的消費者団体に、確定課税を行うために依拠される事実および判断の最終的開示を求める権利を与えていることである⁵⁶⁾。これは手続きにおける一般的開示義務を定める第20条の下では、輸入業者、輸出業者、それらの代表団体、および輸出国の代表にしか認められていない⁵⁷⁾。ただし、第一審裁判所によると、最終的開示が不完全であったとしても、このことによって関係当事者が適切に自らの利益を防御できなくなるのでないならば、確定課税を課す規則は違法ではない。不完全な最終的開示のために規則が違法となるのは、特に、暫定課税を課す際に依拠されたのとは異なる事実や判断が示されなかった場合であろうと同裁判所は述べる⁵⁸⁾。

3. BEUC II 事件

次に、実際に一般消費者団体から第一審裁判所に提起された訴訟を検討することで、AD 手続において、関係当事者として前節でみた権利の享有主体となりうる一般消費者団体の範囲について考察する。本件でAD手続の対象となったのは

53) *Ibid.*, Art. 21(3).

54) Moen, *supra* note 20, p. 75. すでに述べたように、このことは第6条5項が規定する一般的な聴聞権によっては必ずしも保障されていない。

55) Council Regulation (EC) No 1225/2009, Art. 21(4).

56) *Ibid.*, Art. 21(6).

57) *Ibid.*, Art. 20(2).

58) Joined Cases T-33/98 and T-34/98, *Petrotube and Repiblica v. Council of the European Communities* [1999] ECR II-3837, paras. 206-7.

域外の数カ国から輸入された未漂白綿生地であった。これは小売の段階では流通しておらず、一般消費者はその加工品を入手するにすぎない。本件は、この事実より、そのような一般消費者を代表する消費者団体の手続における当事者性が問題とされた事例である。

(1) 事実

委員会は1997年7月11日、基本規則第5条にしたがいヨーロッパ共同体綿・関連生地産業委員会 (Eurocoton) によって提起された申立を受け、中国、エジプト、インド、インドネシア、パキスタンおよびトルコからの未漂白綿生地の輸入品に対してAD手続を開始する告示を行った⁵⁹⁾。1997年7月15日付の書簡によって、ベルギー法の下で設立され、EC加盟国および他のヨーロッパ諸国の消費者団体を代表する欧州消費者協会 (BEUC) は利害関係者としての承認を求めて通告を行い、申立の写しおよび調査に関係するすべての他の利害関係者からの情報の提供を要求した⁶⁰⁾。1997年7月18日付の書簡によって、委員会は「…未漂白綿生地は広く小売りの段階で販売されている製品とはみなしえず、つまり、当製品につきBEUCが規則384/96号の第5条10項、第6条7項、および第21条の下での関係当事者であると考えすることはできない」ため、要求を受け容れることはできないと返答した⁶¹⁾。1998年4月7日、委員会は問題とされた未漂白綿生地に対し暫定課税を行うために規則773/98号を制定した⁶²⁾。BEUCは主に、その関係当事者性を否定した委員会決定の無効宣言を求めて⁶³⁾、1997年9月19日に第一審裁判所に請求を提起した⁶⁴⁾。

(2) 基本規則第6条7項および第21条の解釈に関する当事者の主張

BEUCは委員会による基本規則第6条7項、第21条の解釈の誤りとWTOの下でのAD協定への不当な依拠を問題とする⁶⁵⁾。以下ではまず、前者に関する当事者

59) Case T-256/97, *Bureau Européen des Unions de Consommateurs (BEUC) v. Commission of the European Communities* [2000] ECR II-101, para. 7.

60) *Ibid.*, para. 9.

61) *Ibid.*, para. 10.

62) *Ibid.*, para. 13.

63) *Ibid.*, para. 22.

64) *Ibid.*, para. 15.

65) *Ibid.*, para. 37.

の主張について概観する。

BEUCによると、基本規則第6条7項、第21条1項、および2項の目的は、AD手続において関係当事者とみなされるべき主体を定義し、それらが手続に参加できる条件を規定することにある。これらの規定は、一般消費者団体が手続において通告をし、他の関係当事者から提起されるすべての情報を閲覧し、そして情報を提供する権利を有することを認めており、調査の対象となっている製品の性質や類型について区別を設けていない⁶⁶⁾。また、委員会の主張するような、一般消費者団体が提起する情報の信頼性の欠如は、それらが関係当事者とみなされる権利の妨げとはならない⁶⁷⁾。

委員会によると、共同体産業の代表であれ、輸出業者または輸入業者の代表であれ、関係当事者の範囲は手続の範囲によって画定される。したがって基本規則第4条1項は、「共同体産業」を「同種の製品の共同体生産者全体」をいうものとし、同種の製品以外の製品の生産者または輸入業者を関係当事者と認めていない。同様に、AD手続に関係する製品の消費者を代表する団体のみが、同手続における「消費者団体」とみなされうる。調査に参加する権利の有無は、調査事項との客観的つながりの存在によって決定されるというのが、様々な分野において委員会が行う行政調査の基本的特徴である⁶⁸⁾。

委員会によると、以上の解釈はAD調査の目的により整合的である。調査は非常に厳格な期限の中で行われ、信頼のできる情報源、つまり自らの主張を具体化できる地位にある経済主体からの情報を委員会が利用できるときに初めて、精緻な結論に至ることができる。原告は未漂白綿生地を代表しているわけではないので、委員会に対して第21条の要求するような、「共同体の利益」を十分に反映する具体的な情報を提供できる地位にない⁶⁹⁾。

(3) WTO アンチ・ダンピング協定と基本規則との関係に関する当事者の主張
WTOのAD協定の下では、BEUCは関係当事者とみなしえない⁷⁰⁾という委員

66) *Ibid.*, para. 40.

67) *Ibid.*, para. 44.

68) *Ibid.*, paras. 47-49.

69) *Ibid.*, para. 52.

会の主張に対して、BEUCは、次のように述べる。確立された判例法によると、WTO協定は、共同体法の下では直接効果を有さない。仮に問題の決定の合法性がWTO協定の規則に照らして検討可能であるとしても、それは明らかに違法であることにはかわりはない。AD協定第6.11条は、非包括的な（non-exhaustive）関係当事者のリストを規定しているが、その第2段落において明確に、加盟国は他の主体を当該リストに含めることを妨げられないとしている。もし加盟国がその特権を行使したら、新たに定義された主体が関係当事者になり、同協定第6条に認められるすべての権利を享受する。基本規則第5条10項、第6条7項、第21条を採択することで、共同体の立法府はその可能性を追求し、消費者団体を関係当事者と認めた⁷¹⁾。

これに対して、委員会は次のように主張する。基本規則はWTOの下でのAD協定の文言を採用したと示唆することで、共同体の立法府は同時に、ある文言が同協定から基本規則へ採り入れられている場合には、それらは共同体法において、同協定におけるのと同じ意味を持つべきであるということも示唆した。基本規則に「調査の対象となる産品が一般に小売段階で販売されている場合には」という限定が存在しないことによって、共同体が「消費者団体」の定義を同協定で用いられているものと異なるように意図したと結論することはできない。その言葉

70) WTO アンチ・ダンピング協定の関連条文は以下のように規定する。

「第6.11条

この協定の適用上、関係当事者には、次のものを含む。

- (i) 調査の対象となる産品の輸出者、外国の生産者、輸入者又は貿易業者の団体若しくは業界団体であって、その構成員の過半数が当該産品の生産者、輸出者若しくは輸入者であるもの
 - (ii) 輸出加盟国の政府
 - (iii) 輸入加盟国における同種の産品の生産者又は貿易業者の団体若しくは業界団体であって、その構成員の過半数が輸入加盟国の領域において同種の産品を生産しているもの
- (i)から(iii)間での規定は、加盟国がこれらの規定に規定する国内又は外国の関係者以外のものを関係当事者に含めることを妨げるものではない。

第6.12条

当局は、調査の対象となる産品の産業上の使用者及び、調査の対象となる産品が一般に小売段階で販売されている場合には、代表的な消費者団体に対し、ダンピング、損害及び因果関係に係る調査に関連する情報を与える機会を与える。」

71) *Bureau Européen des Unions de Consommateurs (BEUC) v. Commission of the European Communities*, *supra* note 59, paras. 55-58.

は、同種の製品の消費者のみが自らを関係当事者とみなすことができるという事実によって同様の制限が達成できるから、必要なかったのである⁷²⁾。さらに、AD協定第6.12条は、基本規則第21条と同様に、「代表的消費者団体」に言及しているが、BEUCが代表しているのは未漂白綿生地の子消費者の利益ではなく、それから生産される最終製品の消費者の利益であるので、BEUCは本件において「代表的」であると考えられない⁷³⁾。

(4) 第一審裁判所の判断

裁判所はまず、GATTの規定は共同体を拘束する効果を持っていると欧州司法裁判所が判断してきたことを確認し、AD協定についても同じ結論に至らなくてはならないと述べた。そして、基本規則の前文が「…新たな協定（AD協定）の文言が可能な限り共同体立法に採り入れられるべき」と述べていることを想起し、同協定に照らして基本規則を解釈しようとする点で委員会が正しいと判断した。したがって問題は、本件において基本規則が解釈された方法が真に同協定の規定によって命じられているか否かである⁷⁴⁾。

この点、共同体立法府が代表的消費者団体をAD協定第6.11条に規定される関係当事者のリストに加えるという決定を行ったならば、それは「対象産品が一般に小売段階で販売されている場合」という条件を課すことを要求されない。基本規則の規定は一般に小売段階で販売されている産品と他の産品の区別をしていないのであるから、共同体立法府は消費者団体に与えられる権利との関係でそのような区別を採用しなかったのは明らかである。したがって、同協定の規定より、委員会は原告の関係当事者とみなされる権利を一般に小売段階で販売されている産品に関するAD手続におけるものと限定するように基本規則の規定を解釈することができるわけではない⁷⁵⁾。

次に、裁判所は、AD手続における関係当事者とみなされるためには、自らの活動と調査対象の産品との間の客観的つながりの存在を証明する必要があると述

72) *Ibid.*, paras. 60-61.

73) *Ibid.*, para. 62.

74) *Ibid.*, paras. 65-68.

75) *Ibid.*, paras. 71-73.

べる。しかし委員会は、小売段階で販売されている製品と他の製品の区別というような一般的基準に基づいて、一般消費者団体に対象製品に関する利害を示す機会を与えずに、それらをAD手続から排除することはできない⁷⁶⁾。もしAD税の賦課が加工品の価格、または入手可能な製品の範囲に影響を与えるならば、それらの点に関する一般消費者団体の意見は当局にとって有益でありうる⁷⁷⁾。いずれにしても、特定のケースにおいて提供された情報が適切でない、または有益でないならば、委員会はつねにそれを考慮しないことができる⁷⁸⁾。

以上より、原告は小売段階で販売される製品に関係していないからAD手続における関係当事者とみなしえないと決定することで、委員会は基本規則の解釈を誤った。したがって、問題とされた決定は無効である⁷⁹⁾。

4. 小括

現行の基本規則の下では、使用者および一般消費者団体も手続開始の告示に規定される期間内に通告を行うことによって、手続を通して、他の関係当事者が提供した公開情報にアクセスし、かつこれに応答する権利を認められる。さらにそれらは一定の条件を満たすことで、手続を通して、委員会に聴聞を要求することができる。また、代表的使用者および代表的消費者団体は、特定の、暫定課税、確定課税の賦課、または課税の延長が「共同体の利益」に合致するかを決定するための基礎として、情報を提供し、または他の関係当事者が提供した公開情報に対して応答することができる。さらにそれらは、特定の「共同体の利益」との関係で、一定の条件を満たす場合に、委員会に対して聴聞を要求することができる。また、「共同体の利益」規定の下では、それらには適用された暫定課税についてコメントする権利、および確定的課税を行うために依拠される事実および判断の最終的開示を求める権利が認められている。これらの権利の侵害はEC裁判所による司法審査の対象となりうる⁸⁰⁾。これらの権利の行使を通じて、AD税の

76) *Ibid.*, paras. 75-77.

77) *Ibid.*, para. 80.

78) *Ibid.*, para. 82.

79) *Ibid.*, paras. 84-85.

賦課によって消費者の利益も影響されうること、または共同体内において健全な競争が害されうることなどについて、消費者は当局の注意を喚起することができるだろう。

また、本章で検討した *BEUC II* 事件は、調査対象産品の性質または類型にしたがって手続における関係当事者を判断してきた共同体機関のそれまでの実務に、大きな影響を与えたと思われる。本件における裁判所の判断にしたがえば、例えば AD 手続が一次原料に関わる場合にも、それらから生産される広範な製品の消費者も関係当事者と認められ、上に述べた手続的権利を行使できることにもなるだろう。

IV 共同体機関による「共同体の利益」認定と司法審査

前章では、代表的使用者および一般消費者を代表する消費者団体は、基本規則の下で自らに認められている手続的権利の行使を通じて、AD 税の賦課に関する「共同体の利益」について見解を表明できることを確認した。このことは第 21 条「共同体の利益」の中で具体的に保障されている。次に、本章ではまず、この「共同体の利益」規定は AD 手続の中で実際に消費者の利益に適切な考慮が払われることを可能にしているか、ダンピングによって損害を受けた共同体産業の利益が優先される傾向に何らかのインパクトを有しているかを検討する。現行の基本規則の下では、「共同体の利益」の決定過程は手続における様々な関係当事者の利益間の調整過程であるといえることができる。以下ではまず、共同体機関による関係当事者の利益の考慮方法に関する慣行をみた後に、それらの調整に対する EC 裁判所の司法審査のあり方について検討する。

1. 関係当事者の利益の考慮に関する共同体機関の慣行

本節では、各々の関係当事者の類型別に、その利益を考慮するにあたっていかなる要因が共同体機関によって考慮されるかをみる。この点、近年では、しばしば共同体産業間の競争関係に一定の考慮がなされることが注目できる。

80) 入稻福智「EC (EU) ダンピング防止規則の司法審査」『平成法政研究』8巻1号 (2003年)。
なお、措置の合理性や目的適合性などは審査の対象とされない。

(1) 共同体産業の利益

委員会は通常、AD税を課すことによって共同体産業に生じる利益について具体的な検討を行う前提として、しばしば共同体産業の成長可能性(viability)についての検討を行ってきた。「共同体産業が自らの生産性を向上させるための努力を行い…検討された期間中に合理化のために努めてきたこと⁸¹⁾」が確認されるならば、一般に、AD税が課されないで共同体産業の衰退の可能性が高いと結論される⁸²⁾。そして、成長可能性のある共同体産業については、しばしばAD税によってその雇用を維持することの重要性が強調される⁸³⁾。他方、課税によっても共同体産業の状況が改善する見込みが少ないときは、共同体産業に生じる利益も小さいと結論される。例えば、確定課税の見直しに関する事例であるが、委員会は調査対象期間(措置存続期間)における共同体産業の収益悪化および市場シェアの減少という状況から判断して、確定課税期間を延長することによっても共同体産業に期待される効果は生じないと結論した⁸⁴⁾。

また、AD税を賦課したとしても、第3国から容易に同種の製品が入手できる、または、共同体産業における雇用がすでに比較的限られている等の例外的な事由

81) Commission Regulation (EC) No. 1662/2002, *Certain Filament Yarns of Cellulose Acetate* (Lithuania, USA), 2002 O.J. (L251) 9, paras. 85-87.

82) Van Bael and Bellis, *Anti-Dumping and Other Trade Protection Laws of the EC: 4th ed.* (Kluwer Law International, 2004), p. 296. しかし、*Typewriters* 事件で、欧州司法裁判所は、非効率的な共同体産業は保護に値しないという主張を退けた。裁判所によると、「共同体の生産者が部分的に、ダンピング以外に起因する困難に直面しているという事実は、当該生産者からダンピングによって生じた損害に対するあらゆる保護を奪う理由とはならない」。Joined Cases 277 and 300/85, *Canon Inc. v. Council of the European Communities* [1988] ECR 5731.

83) Council Regulation (EC) No 91/2009, *Certain Iron or Steel Fasteners the People's Republic of China*, 2009 O.J. (L29) 25, para. 187, Council Regulation (EC) No 1799/2002, *Polyester stable fibres* (Belarus), 2002 O.J. (L274) 1, para. 114.

84) Commission Decision of 21 February 2001, *Ferro-silicon* (Brazil, the People's Republic of China, Kazakhstan, Russia, Ukraine, and Venezuela), O.J. 2001 (L84), para. 139. この決定は第一審裁判所において争われた。特に、原告は、1994年に措置が導入されたときから調査対象期間に渡り、自らの市場シェアは16.9パーセントから16.5パーセントまでしか推移しておらず、ほぼ安定していたといえるとして、これを減少と判断した委員会の評価の明白な誤りを争った。しかし裁判所は、「当該共同体産業の市場シェアの減少傾向はさらなる保護措置の導入によっても継続したとの委員会の判断に誤りがあったと、その数字からは明らかにならない」として、原告の主張を退けた。*Euroalligies v. Commission of the European Communities*, *supra* note 29, para. 147.

がある場合には、措置が共同体産業の利益とならないと判断されることもある⁸⁵⁾。

(2) 対象産品の輸入業者の利益

以前の共同体機関の慣行においては、AD税によって輸入業者に生じる不利益は、それらがダンピング価格での輸入から得てきた利益によって相殺されると簡単に結論されてきた⁸⁶⁾。しかし近年、輸入業者の利益はより詳細に分析されるようになった。

一般に、輸入業者の事業内容⁸⁷⁾、その市場における地位⁸⁸⁾、供給元の多様性⁸⁹⁾、輸入事業における雇用維持の必要⁹⁰⁾などを総合的に判断して、AD税が輸入業者に過度の不利益を及ぼすかどうか判断される。

(3) 対象産品の使用者の利益

多くの事例において共同体機関は、AD税の賦課によって対象産品の使用者の利益が害されるという主張を退けてきた。その理由としては主に、対象産品の費用が使用者の生産費用の全体に占める割合が非常に小さいこと⁹¹⁾、共同体産業が市場に残り、使用者が外部の供給者に依存しないことは、使用者の利益にもなること⁹²⁾などが挙げられる。また、生産費用の上昇を使用者の生産する製品の一般消費者に容易に転嫁できる場合は、当該使用者が措置から受ける不利益は小さい

85) Commission Regulation (EC) No 1567/97, *Leather Handbags* (the People's Republic of China), 1997 O.J. (L208) 31, para. 41.

86) M. Wellhausen, "The Community Interest Test in Antidumping Proceeding of the European Union", *American University International Law Review*, Vol. 16 (2001), p. 1064.

87) 例えば、ある事例では、輸入業者は単にファスナー（対象産品）を提供するだけでなく、次第に物流に関するサービスも提供するようになってきているため、課税は輸入業者に限定的な影響しか及ぼさないと結論された。Council Regulation (EC) No 91/2009, *supra* note 83, para. 190.

88) 輸入業者は市場における価格決定力を有しているので、措置を課すか否かによって大きな影響を受けないとされた事例がある。Commission Regulation (EC) No 18/98, *Synthetic fibre ropes* (India), 1998 O.J. (L4) 36, para. 50.

89) 輸入業者が産品の供給元に関して多様な選択肢を有しているなら、どのような不利益も最小限のものとみなされる。*Ibid.* このことは特に、輸入業者が共同体と海外の供給者の両者から産品を購入しているときにいえるだろう。R. M. Maclean and R. J. Eccles, "A Change of Style Not Substance: The Community's New Approach Towards the Community Interest Test in Anti-dumping and Anti-subsidy Law", *Common Market Law Review*, Vol. 36 (1999), p. 140.

90) Council Regulation (EC) No 2380/95, *Plain paper photocopiers* (Japan), 1995 O.J. (L244), para. 92.

と考えられる⁹³⁾。

また、調査において使用者の協力が十分でなかったという事実は、AD税がその生産費用に対して限られた影響しか有さないとの結論を正当化するために援用されてきた⁹⁴⁾。

(4) 対象製品の一般消費者の利益

委員会はある事例において、域内市場における多数の供給者の存在、入手可能な製品の数、高いレベルの価格競争に照らして、措置の継続は一般消費者の利益に反しないと結論した⁹⁵⁾。一般的に、「共同体の利益」がAD税の賦課を要求するか否かを検討するにあたって、一般消費者の利益の検討には重点は置かれてこなかったと言われている⁹⁶⁾が、以下の事例においては課税が一般消費者の利益に深刻な影響を及ぼすことが認められ、さらに、一般消費者の利益が課税を求める共同体産業の利益に優先するとされた。

*Photo Albums*の事例で委員会は、安価な非製本型写真アルバム (non-book-bound photo albums) の共同体産業による供給が十分でないために、もしこの製品に対

91) Council Regulation (EC) No 91/2009, *supra* note 83, para. 201. Council Regulation (EC) No 1697/2002, *Certain welded tubes and pipes of iron and non-alloy steel* (Czech Republic, Poland, Thailand, Turkey, and Ukraine), 2002 O.J. (L259) 14, para. 58. しかし *Ferro-silicon* に関する決定の中で、委員会は対象製品の費用が使用者の生産費用に占める割合に依拠せず、AD税の継続が1年間に6千万ユーロもの「不当な費用」を使用者に生じさせるという事実から、措置の終了に関する使用者の利益を認定した。この判断は第一審裁判所によって支持された。

Euroalliances v. Commission of the European Communities, *supra* note 29, para. 173.

92) Commission Decision No 1238/2000/ECSC, *Coke of coal in pieces* (the People's Republic of China), 2000 O.J. (L141) 9, para. 165. Commission Regulation (EC) No 617/918, *Polysulphide polymers* (USA), 1998 O.J. (L82) 25, para. 73.

93) Council Regulation (EC) No. 1184/2007, *Peroxosulphates* (persulphates)(USA, the People's Republic of China, and Taiwan), 2007 O.J. (L265) 13, para. 114.

94) Van Bael and Bellis, *supra* note 82, pp. 298-299. 例えば、ある事例において中国産マンダリンオレンジの使用者は、ECにおいて当該製品が入手困難であること、また中国産のものが性質においてより優れているとして、AD措置は自らの利益を害すると主張したが、委員会からのさらなる協力の要請を拒否したために、その不利益は認められなかった。Council Regulation (EC) No 1355/2008, *Certain prepared or preserved citrus fruits (namely mandarins etc.)*, 2008 O.J. (L350) 41, para. 57.

95) Council Regulation (EC) No 1531/2002, *Colour television receivers* (the People's Republic of China, Korea, Malaysia, and Thailand), 2002 O.J. (L231)1, para. 224

96) Van Bael and Bellis, *supra* note 82, p. 297.

して保護措置が発動されるならば全体的な供給不足が予測される⁹⁷⁾として、手続の終了に関する一般消費者の利益を認定した。同様に *Handbags* の事例においても、委員会は合成ハンドバッグに対して課税がなされるならば、供給不足が生じ、結果として一般消費者の選択が制限されることに懸念を表明した⁹⁸⁾。さらに *Laser Optical Reading Systems* の事例では、AD税の賦課が一般消費者の選択を著しく制限すること、加えて「現在の入手可能なモデルに関する選択の消失は、予見可能な将来において、共同体産業によって補われることはないであろう⁹⁹⁾」ことより、一般消費者の利益は共同体産業の利益を上回るとされた。

(5) 共同体市場における競争関係

これまで多くの手続において、AD税は共同体内における競争を減少させ、または共同体産業のために事実上の独占状態を生み出しうることが指摘されてきた¹⁰⁰⁾。共同体機関は「共同体の利益」について検討する際に、課税の競争制限的性質にどの程度配慮しているだろうか。

この点、共同体機関はしばしば、AD税は共同体産業の産品と共同体市場に流入してくる輸入品との間の「水平な競争場」を回復するはずであると結論する¹⁰¹⁾。実際に、課税の目的は単に、輸入品の価格を共同体産業が「通常の収益」をあげられる水準まで引き上げることである¹⁰²⁾。特に、AD税対象産品と同種の産品を

97) Commission Decision No 90/241/EEC, *Photo Albums* (Korea, Hong Kong), 1990 O.J. (L138) 48, para. 42.

98) Commission Regulation (EC) No 1567/97, *supra* note 85, paras. 105-111. さらに本事例では、措置の発動が共同体産業に期待される効果を生み出さないと判断された。

99) Commission Decision No 1999/55/EC, *Certain laser optical reading systems and the main constituent elements thereof* (Japan, Korea, Malaysia, the People's Republic of China, and Taiwan), 1999 O.J. (L18) 62, para. 18. なお、本事例においては、その雇用レベルの低さに照らして、共同体産業が措置から受ける利益は最小限であると判断された。

100) *Extramet* 事件における法務官意見にも同様の懸念が表明されている。それによると、「EEC 条約の下での競争政策の特別の地位は第3条(f) (現行EC条約の第3条(g)) に反映されている。…条約はダンピングに対する保護の要請を必要悪として認めているが、その要請は第3条(f) に規定される目的を考慮せずに満足されてはならない。一般に、共同体機関は『共同体の利益』が介入を要求するか否かを検討する際に、関連する競争政策上の考慮に配慮することが適切であろう」とされる。Opinion of Advocate-General Francis Jacobs in Case C-358/89, *Extramet Industrie SA v. Council of the European Communities* [1992] ECR I-3813, paras. 31-34.

101) Council Regulation (EC) No 1193/2008, *Citric acid* (the People's Republic of China), 2008 O.J. (L323) 10, para. 74. Council Regulation (EC) No 1184/2007, *supra* note 93, para. 129.

生産する共同体生産者が多数存在し、様々な第3国からの輸入品も流通している場合には、課税の競争制限的性質は問題とされない¹⁰³⁾。しかし、共同体内の関連市場において、ひとつの共同体生産者とひとつの中国生産者しか存在しないという事例においては、対象製品についてただひとつの供給者が存在するのみであるというのは「共同体の利益」に合致しないと委員会は結論した¹⁰⁴⁾。

2. 「共同体の利益」認定に関する司法審査

以下では、主に共同体機関による「共同体の利益」認定、特に、さまざまな関係当事者間の利益の調整に対するEC裁判所による司法審査のあり方について検討するが、その前提として、AD税を賦課する規則に関して提訴権を有する主体の範囲を検討する。この点に関して、AD税対象製品の使用者および一般的消費者がそれに含まれるかは大きな問題となりうる。

(1) AD税規則の有効性を争う権利の享有主体

これまでに見たように、AD税の暫定賦課および確定賦課は、それぞれ委員会および理事会が発する規則によってなされる。AD税の賦課が共同体内の競争関係を歪め、「共同体の利益」に深刻な影響をもたらすとき、これを理由に、共同体機関による規則の有効性をEC裁判所において争うことのできる当事者の範囲をここでは検討する。

委員会と理事会の議決の合法性審査一般について規定するのは、EC条約第230条（旧173条）¹⁰⁵⁾である。これによると、私人が委員会または理事会による規則の有効性を争う場合には、問題となっている規則が、①実質的に、決定の性質を有していること¹⁰⁶⁾、②自己に直接に関係していること、および③自己に個

102) Council Regulation (EC) No. 1184/2007, *Ibid.*

103) Council Regulation (EC) No 91/2009, *supra* note 83, para. 208.

104) Commission Regulation (EEC) No 1937/90, *Pure silk typewriter ribbon fabrics*, 1990 O.J. (L174) 27. 本事例では、中国からの輸入品を共同体市場から排除するような措置はとられるべきではないと判断され、価格約束（アンダーテイキング）が適切とされた。

105) 特に関係するのは、第230条4段落である。それは次のように規定する。「すべての自然人または法人は、同様の条件に基づいて、自己を対象とする決定に対し、又はたとえ規則若しくは他の者を対象とする決定の形式をとっていても自己に直接かつ個別的关系する決定に対し、訴訟を提起することができる。」

別的に関係していることを立証しなくてはならない。

このうち、①の「決定の性質」の要件については、現在ではEC裁判所によって特別に考慮されることはない。これは③の「個別的関係」の要件に包摂されている¹⁰⁷⁾。また、AD税の賦課の文脈において、共同体機関の規則は加盟国の税関当局に裁量を認めないので、②の「直接的関係」の要件は通常みたされる¹⁰⁸⁾。したがって、AD税の賦課を定める共同体機関の規則の有効性を争う訴訟において、原告の提訴権を判断する際に最も問題となるのは、③の「個別的関係」の有無である。

原告が共同体機関の規則または他の者を対象とする決定の有効性を争うことができる程度に個別的に関係しているかを判断する際に、EC裁判所によってしばしば依拠されてきたのがPlaumann原則である。この原則によると、原告がその特性に鑑み、その他の者と区別され、かつ、法令の名宛人と同じ状況に置かれている場合に、「個別的関係」の要件がみたされる。AD税規則の有効性を争う訴訟において、この原則は海外生産者・輸出業者および国内生産者の提訴権を広く認めるかたちで適用されてきた。

例えば、委員会による暫定的AD税の賦課を定める規則の有効性を海外生産者および輸出業者が争った*Allied*事件において、欧州司法裁判所は原告が問題とされた規則の中で特定されていること、および委員会が原告の価格情報をもとに課税を行ったという事実より、原告の提訴権は認められると判断した¹⁰⁹⁾。また、

106) EC条約第249条(旧189条)によると、「規則は、普遍的適用性を有する。規則は、そのすべての要素について拘束的であり、かつすべての構成国において直接適用可能である」。また、「決定は、それが向けられた者に対し、そのすべての要素について拘束的である」。

107) Opinion of Advocate-General Francis Jacobs in Case C-358/89, *Extramet Industrie SA v. Council of the European Communities* [1991] ECR I-2501, para. 46. なお、これは、AD税を賦課する規則に関する無効訴訟に限定されない、EC裁判所の一般的傾向であると言える。例えば、*CAM v. Commission* において、欧州司法裁判所は「そのような措置は、立法的機能を有する多数の条項のうちの一つであるとしても、それが適用される人に個別的に関係する」と述べただけで、原告の提訴権を認めた。ここでは、問題とされた措置が実質的に決定としての性質を有するかどうかは判断されていない。Case 100/74, *Société CAM SA v Commission of the European Communities* [1975] ECR 1393, para. 19.

108) 共同体の措置が原告に直接に関係すると言うためには、「その効果に関して第三者の裁量的権限の行使に依存してはならない」。Opinion of Advocate-General Francis Jacobs, *supra* note 107, para. 11.

理事会による確定課税規則中の税率が低すぎることを理由としてその有効性を国内生産者が争った *Timex* 事件において、欧州司法裁判所は、原告が共同体市場において支配的な地位にあること、調査が原告の申立てに端を発していたこと、原告が調査手続きに参加していたこと、および税率が原告の被った損害をもとに算定されたことより、原告の提訴権を認めた¹¹⁰⁾。

それでは、AD税の対象産品を使用して生産を行う者および一般消費者を代表する団体は、課税の結果対象産品の価格が上がり自らの活動に悪影響が及ぼされたこと、または共同体内の競争関係が不当に歪められたことを理由として、AD税を賦課する規則の有効性を争う権利を有するだろうか。対象産品の使用者については、その活動は「いかなる者によっても自らの望むときに開始されうる¹¹¹⁾」ことより、Plaumann原則の厳格な適用によると、「個別的関係」の存在は認められず、その提訴権は認められないであろう。この点、海外生産者と特別な関係を有さない輸入業者の訴えは原則として認めないとしてきたEC裁判所の判例は、使用者の提訴権の有無を考える際にも一定の示唆を与える。EC裁判所はこれまでに、独立の輸入業者が受ける不利益は、AD税の対象産品を輸入するものであれば誰にでも生じるものであり、その他の輸入業者と区別されるべき特性が当該輸入業者にはないと判断してきた¹¹²⁾。 *Alusuisse* 事件において、欧州司法裁判所は、問題とされた規則の採択に導いた手続きに参加したことによって、それを争う権利を有するに至ったとする原告の主張を、重要なのは措置自体の性格およびそれが生み出す法的効果であり、その採択のための手続きではない¹¹³⁾として、退けた。他方、輸出業者と連携している輸入業者については、その販売価格が輸出価格として用いられる限りで、AD税を賦課する規則を争う権利が認められる¹¹⁴⁾。

109) Joined Cases 239 and 275/82, *Allied Corporation v. Commission of the European Communities* [1984] ECR 1005, paras. 11-12.

110) Case 264/82, *Timex v. Council of the European Communities* [1985] ECR 849, para. 15.

111) つまり、特定の使用者は、他の使用者と同様、「開かれた部類 (open class)」に属する。A. Kaczorowska, *European Union Law* (Routledge-Cavendish, 2009), p. 426.

112) 入稲福、前掲 (注80)、94頁。

113) Case 307/81, *Alusuisse v. Council and Commission of the European Communities* [1982] ECR 3463, para. 13.

EC条約第230条(旧173条)の文言をPlaumann原則にしたがって厳格に解釈し、法人または個人の共同体機関規則に対する提訴権を狭くしか認めないEC裁判所の傾向は、*Extramet* 事件における法務官意見によって再考を迫られたといえる。本件における原告は、AD税の対象産品である中国とソビエトからのカルシウムメタルの独立輸入業者であり、かつそれを純粋カルシウムグラニュールに加工する使用者であった。

本件において法務官Jacobsは、AD税規則に至る手続への参加は提訴権の問題に影響を与えないという過去の(*Alusuisse* 事件におけるような)判例はもはや支持できないとした¹¹⁵⁾。そして彼は、*Timex* 事件において原告の提訴権が認められたのは、基本規則によって原告に与えられた権利と調査手続において原告が果たした役割のためであるとし、そこにおいて欧州司法裁判所は「争われた規則の原告に対する効果が、偶然に同種の商行為を行っている、または将来そうするであろう他の企業に対する効果とまったく異なるという事実によって躊躇することはなかった¹¹⁶⁾」と述べた。さらに、彼によると、委員会がある輸入業者の販売価格を考慮したという事実は、当該輸入業者が販売価格を考慮されなかった輸入業者とは質的に異なる影響を受けたということを確定しない。したがって、「ある輸入業者の販売価格が委員会によってダンピングの存在を確立するために、または税額を算定するために用いられたという事実は、単に、課税に至る手続における関与の特定の形態とみなしうる¹¹⁷⁾」。そして彼は、委員会の下における手続への参加がその結果に影響を与えたといふいかなる企業のAD税規則に対する提訴権も、少なくともその関連市場における地位が深刻な影響を受ける場合には、認められるべきであると主張する¹¹⁸⁾。

本件において欧州司法裁判所は、原告がAD税対象産品の大量輸入業者であり、かつ最終消費者であること、世界規模でみても生産者は限定されていることから、AD税の影響を深刻に受けていること、さらに共同体内の唯一の生産者は原

114) Case 279/86, *Sermes v. Commission of the European Communities* [1987] ECR 3109, para. 16.

115) Opinion of Advocate-General Francis Jacobs, *supra* note 107, para. 57.

116) *Ibid.*

117) *Ibid.*, para. 65.

118) *Ibid.*, para. 67-8.

告のライバル企業であり、同社は原告への原料供給を拒んでいるということより、原告を他の輸入業者から区別する特殊な状況が存在するとし、Plaumann原則にしたがいつつも、独立の輸入業者（かつ使用者）である原告の訴訟権を認めるという画期的な判決を下した¹¹⁹⁾。

(2) EC裁判所による「共同体の利益」認定の審査

原告の提訴権が認められ、訴えが適法に係属すると、EC裁判所はダンピングおよび損害の存在、両者の間の因果関係、AD税の賦課に関する「共同体の利益」の有無という実体問題について審査する。ここでは、共同体機関が行う「共同体の利益」認定に対するEC裁判所による司法審査のあり方について検討する。

この点でまず指摘すべきことは、AD手続において共同体機関にはある程度の裁量権が認められており、一般的に、EC裁判所は①手続き規定違反が存在しないか、②措置の理由付けは適切か、③事実認定は適切か、④事実評価に明白な誤りはないか、⑤裁量権の行使に違法性はないかという点に限定して審査を行ってきた¹²⁰⁾ということである。以下で詳細に検討する *Euroalliances* 事件においても、第一審裁判所は基本的にこのラインに沿って審査を行っている。本件において第一審裁判所は、「共同体の利益」を理由とする無効確認訴訟においては、「手続規則が遵守されているか、争われている選択が依拠する事実が正確に述べられているか、および法の誤りもしくはそれらの事実の評価の明白な誤りまたは権限の濫用があるか¹²¹⁾」を確認すると述べている。

Euroalliances 事件において、フェロシリコンの共同体生産者である原告は、ブラジル、中国、カザフスタン、ロシア、ウクライナ、およびベネズエラからの同産品に対する課税中のAD税を撤廃する委員会決定の有効性を争った。当該決定において委員会は、関係国からのダンピングの継続・再発の可能性および損害の再発可能性を認定しながらも、共同体産業はAD税から十分な利益を得ることがなかったこと、さらにかつての共同体生産者が撤退したにもかかわらず市場シェア

119) Case C-358/89, *Extramet Industrie SA v. Council of the European Communities* [1991] ECR I-02501, para. 17.

120) 入稻福、前掲（注80）、95頁。

121) *Euroalliances v. Commission of the European Communities*, *supra* note 29, para. 49.

を増やすことができなかったこと、および共同体の鉄鋼生産者（フェロシリコンの使用者）がAD税のために追加的な費用を負担しなくてはならなかったことより、AD税賦課の継続は「共同体の利益」に反すると結論した。

Euroalligies 事件において、特に注目すべき点は、第一審裁判所が様々な関係当事者の利益間の調整原則について、一定の指針を与えたことである。この判決の意義を理解する前提として、関係当事者の利益間の調整に關係を有する現行基本規則中の規定および *Extramet* 事件における法務官意見をみる。

以前の基本規則の下では、「共同体の利益」概念を明確に定義する規定は存在していなかった。また、優先的考慮を与えられるべき利益について何らの指針も規定されていなかった¹²²⁾。共同体機関の慣行においては、「共同体の利益」は通常、共同体産業のダンピングからの保護と同視されてきた¹²³⁾。現行基本規則第21条1項によると、「共同体の利益が介入を要求するか否かに関する決定は、共同体産業、使用者、および消費者の利益を含め、すべての多様な利益全体の評価に基づかななくてはならない。…そのような検討においては、損害を与えるダンピングの貿易阻害効果を除去し、かつ、実効的な競争を回復する必要に特別の考慮を払わなくてはならない。当局が、入手したすべての情報を基礎として、措置を適用することが共同体の利益にならないと明白に結論を下せる場合、認定されたダンピングおよび損害を基礎として決定される措置は適用されない¹²⁴⁾（下線は筆者による）」」。この条項の導入時には、これが実際に、「共同体の利益」基準を適用する際に申立者である共同体産業の利益に圧倒的な重点が置かれるそれまでの慣行からの離別を意図したものかは明らかではなかった¹²⁵⁾。同条項の中では、「損害を与えるダンピングの貿易阻害効果を除去すること」つまり、共同体産業をダンピングから保護することに「特別の考慮」がなされることが規定されており、さらにこの要請は「実効的な競争を回復すること」という要請と同義であるかのように結びつけられている。基本規則の枠組みの中で扱われてきたこれまでの事

122) Council Regulation (EEC) No. 459/68, 1968 O.J. (L93) 1, Art. 15(1).

123) R. M. Maclean and R. J. Eccles, *supra* note 89, p. 125.

124) Council Regulation (EC) No 384/96, Art. 21(1).

125) Van Bael and Bellis, *supra* note 82, p. 294.

例を分析した結果、「拡張された『共同体の利益』規定の挿入は、共同体機関の実行にほとんど、または全く影響を及ぼしていない」と述べる論者もいる¹²⁶⁾。

しかし、共同体機関による有意味な諸利益間の調整を確保するための原則の発展が近年見られる。その萌芽はすでに1992年の *Extramet* 事件における法務官意見にうかがえる。これによると「ダンピングの事例においては、共同体機関は共同体産業を損害から保護する必要と共同体市場における競争が阻害されないことを確保する必要を調整する義務を有している。…共同体機関はAD税を課す規則において、様々な要素に与えられるべき重点についていかに決定したかを説明しなくてはならない¹²⁷⁾ (下線は筆者による)」。

Euroalliances 判決の中では、「(基本規則) 第21条1項の最後の文は…委員会が特に透明な方法で利益の調整を行なうこと、およびその決定を正当化する事実ならびにその決定の拠って立つ法的考慮を示して自らの判断を正当化することを要求する。したがって委員会は、第一審裁判所が有効に決定の司法審査を行なえるように、自らの(共同体の利益に関する) 審査の理由を十分に精確でかつ詳細に述べるよう要求される (下線は筆者による)」ことが明らかにされた¹²⁸⁾。

このような一般原則に加えて、第一審裁判所はより具体的な諸利益間の調整原則を明らかにした。これは「(AD税が撤廃された場合の、対象製品の) 共同体における15パーセントの価格低下は、もし実際に生じるならば、使用者にとって0.1パーセント生産費用を減少させるであろう一方、共同体産業の売上高の15パーセント減をもたらすであろう¹²⁹⁾」から、AD税の維持は「共同体の利益」に反するとする委員会決定には明白な評価の誤りがあるとする原告の主張に応えるかたちでの明確化であった。第一審裁判所によると、「共同体産業の利益と使用者の利益とを調整するためには、各々にその利益に反する決定から生じるであろう不利益を比較するだけでは十分ではない。措置が保護される産業の競争力およびその将来性に関して望ましい効果を達成したかという点を検討するのが妥当で

126) *Ibid.*, p. 295.

127) Opinion of Advocate-General Jacobs, *supra* note 100, para. 45.

128) *Euroalliances v. Commission of the European Communities*, *supra* note 29, para. 48.

129) *Ibid.*, para. 180.

あり、かつ必要ですらある¹³⁰⁾」。そして第一審裁判所は、明白な評価の誤りをおかすことなく委員会は問題とされているAD税が期待される効果を生まなかったと認定したので、当該AD税を継続することが「共同体の利益」に合致しないと判断したことにも明白な評価の誤りは存在しないとした¹³¹⁾。

本件は、AD税の見直し手続における委員会の「共同体の利益」に関する原則を明らかにしたものであるが、それは同様に当初調査においても適用可能であると思われる。

3. 小括

AD手続において、ダンピング、損害、および両者の間の因果関係が確定された後の「共同体の利益」を決定する過程では、複雑な経済状況に関する検討が必要とされるため、共同体機関に広範な裁量が認められている。一般に、共同体機関は手続における消費者の利益を共同体産業の利益に劣後するとみなす傾向にあるが、近年それに関連する考慮要因は拡大してきたことが注目される。特に、AD税の賦課によって共同体内における対象産品が減少し、消費者の選択に著しい影響を与える場合や、供給の減少を共同体産業が補える見通しが小さい場合などには、手続において消費者の利益に特別の考慮が払われる。加えて、AD税の賦課によっても共同体産業に期待できる効果が生じないという事情が存在する場合には、消費者の利益が共同体産業の利益よりも重視され、手続の終了に至ることもある。

また、消費者の利益との関連で近年特に注目すべき発展は、「共同体の利益」調査の中で共同体における競争関係に関する検討が独立して行われるようになったことである。しかし一般に、基本規則第21条1項の規定に示唆されているように、AD税は共同体における公平な競争を回復するとの強い推定が働くため、競争関係に関する考慮から手続の終了に至る例はまれである¹³²⁾。

それでもなお、第2節で検討したように、AD税を賦課する共同体機関の規則を争うための提訴権が拡大的に解釈されるようになったこと、および当事者の利

130) *Ibid.*, para. 183.

131) *Ibid.*, para. 184.

益間の調整という共同体機関に広範な裁量が認められている事項についても司法審査が及ぶことが明らかにされたことは、「共同体の利益」の問題により敏感である消費者にとって有利な発展といえるだろう。

V 結論

ECはGATT/WTO法の下で認められる裁量を用いて、AD手続における課税または課税の延長の局面において「共同体の利益」が考慮されることを可能にした。そして、それは「共同体の利益」の所在を決定するための情報を提供する様々な手続的権利を利害関係者に与えた。現在、共同体内の消費者は自らまたは自らを代表する団体を通じて、AD税によって関係市場における競争関係が歪められる可能性があること、その結果不利益を被るであろうことを共同体機関に申し立てることができる。欧州第一審裁判所によって関係当事者となりうる消費者団体の範囲が拡大的に解釈されたことも合わせて考えると、このような発展はAD行政において単に受け身の立場にあった消費者の地位を格段に高めるものといえる。

しかし、「共同体の利益」の決定における利害関係者の諸利益間の調整は、様々な政策的考慮に基づいて行なわれ、その中では特に不当なダンピングから共同体産業に生じる損害の除去に大きな重点が置かれる。近年、利益の調整の透明性が

132) なお、近年の事例において、AD税を賦課しないという決定に基づく手続の終了が、環境に悪影響を及ぼす可能性があるという主張が共同体産業の側から提起されたことは興味深い。*Synthetic staple fibres of polyesters*の事例において、委員会はペットボトルからPSF (synthetic staple fibres of polyesters)を生産する産業から、マレーシアおよび台湾からのPSFに課税しないという決定がなされるならば、それは廃棄ボトルをPSFに変化させる共同体産業の能力に悪影響を与えるであろうこと、およびそれはリサイクル産業が現在は共同体のPSF産業に販売している廃棄ボトルを海外に輸出することを促し、二酸化炭素の排出量の増加につながる可能性があるという申立を受けた。Commission Decision of 19 June 2007 terminating anti-dumping proceeding concerning imports of synthetic staple fibres of polyesters (PSF) originating in Malaysia and Taiwan and releasing the amounts secured by way of the provisional duties imposed, 2007 O. J. (L 160), paras. 35-38. 本件では、この主張は、提起されたのが手続開始から1年後であったということもあり、十分に検証することが不可能であったこと等により、委員会によって重視されなかった。しかし、本件は「共同体の利益」要件を通じて、公益に関わる様々な主張が提起されうること示しており、共同体機関による諸利益の調整がより複雑となる可能性を示唆している。

要求されることになったのは消費者にとって有利な発展といえるが、その利益が共同体産業の利益に優先されるのは依然として例外的状況においてである。したがって、“lesser duty rule” の適用¹³³⁾などを通じて重層的にAD続における消費者の保護を図る必要がある。

133) 「共同体の利益」規定はダンピングおよびそれから生じる損害の認定の後に適用される一方、“lesser duty rule” は、損害調査の過程において、適切な課税のレベルを示す形で機能する。モーエンによると、「公益に関する審査は課税の段階で行なわれる。したがってそれは『政治的な』過程を意味するが、“lesser duty rule” は課税額を計算するための『分析的』ツールである」。Moen, *supra* note 20, p. 48.